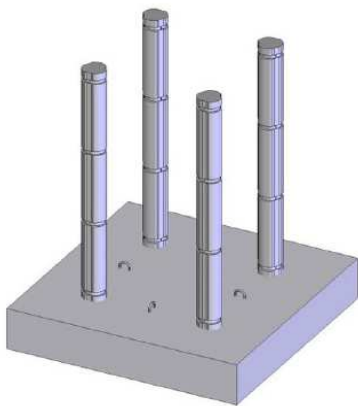
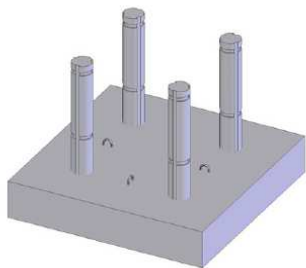


評価番号	第 14-B-002 号	技術の名称	柱状礁（柱状構造）
技術の種類	要素技術	依頼者	株式会社 海中景観研究所

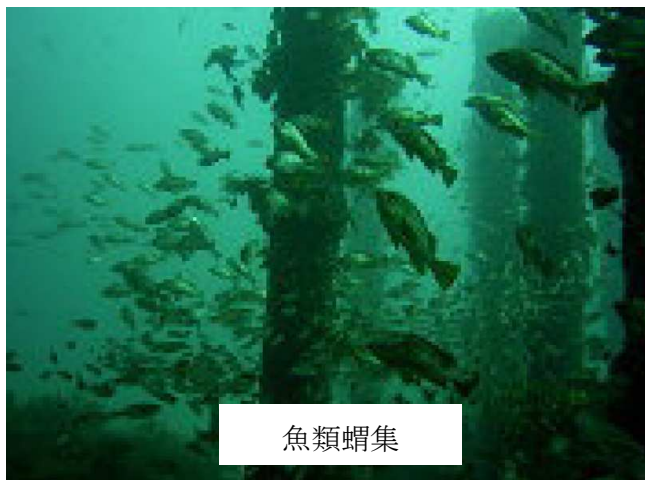
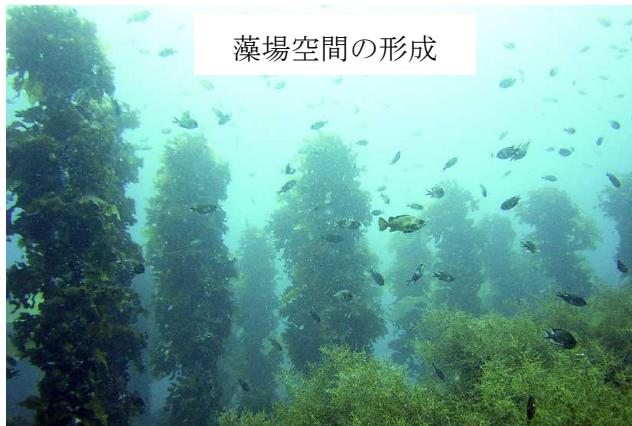
技術の特徴

基盤ブロックの上に複数本の柱を直立させた柱状構造により、立体的な水産生物の生息空間が形成され、幅広い水深帯に対応し、表中層性魚類、底生性魚の蛸集、稚魚保育の機能に優れ、藻場造成にも活用できる。

又、海底が泥質の海域であっても柱には泥が堆積しにくい、軟弱地盤であっても沈降・埋没しにくい等の利点がある。



柱状礁（柱状構造）



評価結果

- (1) 柱状構造による立体的な藻場空間を形成する機能を有することが確認された。
- (2) 柱状構造による立体的な魚類蛸集空間を形成する機能を有することが確認された。
- (3) ウニ類の食害抑止効果があることが確認された。

水産公共関連民間技術の確認審査  
評価事業 評価証授与式



評 価 証

第 14-B-002 号

【技術の分類と名称】

要素技術：柱状礁（柱状構造）

1. 依頼者

法人の名称 株式会社 海中景観研究所  
住 所 島根県隠岐郡隠岐の島町蛸木字後谷622-1

2. 評価の前提

本技術の適用には、依頼者が推奨する方法で設計・施工されることを前提とする。

3. 評価の範囲

評価の範囲は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発目標に対して、施工実績の結果等により確認できる範囲とする。詳細は水産公共関連民間技術の確認審査・評価報告書 第14-B-002号に示す。

4. 評価の結果

開発の趣旨、開発の目標等に照らし本技術の評価を行ったところ、結果は以下のとおりであった。

- (1) 柱状構造による立体的な藻場空間を形成する機能を有することが確認された。
- (2) 柱状構造による立体的な魚類集集空間を形成する機能を有することが確認された。
- (3) ウニ類の食害抑制効果があることが確認された。

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会が定める水産公共関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領に基づき、上記の内容を確認した。

なお、評価証の有効期限は5年間とする。

平成 27 年 6 月 16 日

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会

会 長 橋 本 牧



水産公共関連  
民間技術  
確認審査・評価  
報告書

技術の分類  
要素技術

審査・評価番号  
第14-B-002号

対象技術の名称  
柱状礁（柱状構造）

審査・評価依頼者  
株式会社 海中景観研究所

平成27年6月

一般社団法人 漁港漁場新技術研究会